

中野警察署及び野方警察署との児童虐待対応にかかる連携協力に関する協定の締結について

中野警察署、野方警察署及び中野区は、児童虐待事案に迅速、的確に対応し、もって児童の安全、安心の確保を図るため、児童虐待対応にかかる連携協力に関する協定を締結する。

1 協定締結までの経緯

中野警察署、野方警察署と区とは、要保護児童対策地域協議会を基盤として、要保護児童等への適切な対応を行うため必要な連携協力を進めてきた。

一方、近年発生している児童虐待による死亡事案を受け、児童虐待通告機関と警察との児童虐待にかかる情報共有等連携の強化が求められている。また、令和元年10月より開始される東京都児童相談所から子ども家庭支援センターへの事案送致（子の面前でのDV、泣き声通告等）への対応にあたって、さらにきめ細かく警察署との連携を図っていく必要がある。

2 協定内容

（1）要保護児童等に関する情報の共有

① 情報共有の対象

要保護児童・要支援児童及びその保護者並びに特定妊婦

② 情報共有の方法

中野区要保護児童対策地域協議会が開催する会議への出席

緊急事案にかかる要保護児童等に関する情報の照会及び提供

（2）児童の安全確認、安全確保のための協力要請及び対応

（3）定期的な意見交換、研修への相互参加による協定実施の円滑化

3 協定締結日（予定）

令和元年10月